

《 甲南病院 入院案内 》

1. 当院へ入院される方へ

- ① 入院当日は、外来受付までお越しください。
- ② 入院案内時にお渡しした書類一式と保険証、診察券を必ず持参してください。
- ③ 都合が悪くなった場合は、できるだけ早く病院へ連絡してください。
- ④ 入院中における駐車場の使用はご遠慮ください。

2. 持ち物について



* 網掛け部分の持ち物については、必ずご持参いただきたい物です。



- ① 当院では、入院時必需品レンタルシステムとして、入院セット(アメニティセット)を導入しております。申し込みされる方は、別紙「アメニティセットのご案内」をご参照ください。
肌着のレンタルはございませんので着替え用を数枚持参してください。
- ② 当院では、入院セットを推奨しておりますが、必ずしも申し込みが必要というわけではありません。
申し込みされない方は、下記枠内を参考に、必要な物をご持参ください。**持参物には必ず記名ください。**
- ③ テレビは入院中のマナーとして、イヤホンを使用してください。
- ④ **当院では貴重品のお預かりはしていません。やむを得ない場合は鍵付きの引き出しをご利用ください。
金品・貴重品等の紛失、義歯・補聴器等の破損、盗難など当院では責任を負いかねますのでご了承ください。**
- ⑤ 病院内でのスリッパのご使用は転倒の危険性があるため、靴を使用してください。
- ⑥ 飲料水自動販売機は1階に設置しています。
- ⑦ **スムーズな看護、介護を提供させていただくために、オムツの持ち込みはご遠慮いただいております。**
- ⑧ 持参薬に関しては、入院当日に薬剤師とお薬の内容について面談があります。
内容を把握している方が院内薬局までお越しください。
- ⑨ **食品の持ち込みはご遠慮ください。**

マイネ保険証 介護保険証 (医事課で確認させていただきます)	診察券	身体障害者 手帳 (お持ちの方)	普段飲んで いるお薬	お薬手帳
テレビ用 イヤホン	電気 ひげそり	靴	肌着	マスク
寝巻	割れない コップ	BOX ティッシュ	フェイス タオル	バス タオル
シャンプー	リンス	ボディー ソープ	歯磨き セット	入れ歯 ケース
くし				

3. 対面面会について

- ① 2023年10月1日より、入院患者さんの面会制限を解除し、以下の条件で対面面会可能とさせていただきます。

面会時間:14時00分～17時00分(土日祝日を含む)

面会できる時間:1回15分程度

面会できる方:親族またはキーパーソン(未就学児の面会可)

- ② 面会当日は病棟スタッフステーションで所定用紙に記載し、職員へお渡しください。
- ③ 37.5℃以上の発熱や下記症状がある方は面会できません。
咳、息苦しさ、痰、のどの痛み、鼻水、だるさ等。
- ④ 面会者の病棟内での飲食は禁止とさせていただきます。
- ⑤ 面会される際は、マスクの着用と手指消毒の徹底をお願いします。
- ⑥ 荷物の受け渡しは面会時間内に直接病室へお願いします。

面会時間外は対応できませんのでご了承ください。

※持参物には、必ず記名をお願い致します。



4. オンライン面会について

- ① インターネット接続可能なパソコンかスマートフォン、タブレットをお持ちの方は、当院ホームページにてオンライン面会のご予約が可能です。

面会希望者は、当院のホームページの右側にある「オンライン面会申し込み」より、希望日の3日前(休日※1を除く)までに必要事項をご入力の上、お申し込みください。詳細はホームページをご覧ください。

面会申し込みは、その都度お願いします。前回のメールアドレスからの返信はお受け出来ません。

申し込み後、2日前(休日※1を除く)までにオンライン面会日時をメールにてお知らせ致します。

ご連絡いただきましたメールアドレスへ、面会時間の5～10分前にZOOMの招待メールをお送り致しますので、招待メールを開いて待機をお願いします。

※スマートフォン、タブレットの場合は、ZOOMアプリのダウンロード(無料)が必須になります。

- ② インターネット接続可能なパソコンかスマートフォン、タブレットをお持ちでない方は、1階受付窓口もしくは、地域医療連携室でご予約が可能です。予約受付時間は月曜日～土曜日 9時～16時30分(休日※1を除く)になります。直接来院していただくか、電話 0748-86-3210(直通)におかけください。

面会当日は当院に来ていただき、1階フロアからタブレットで面会していただきます。

- ③ 面会時間は、月曜日～土曜日 14時～16時30分(休日※1を除く)で、1回につき10分程度です。

※1:日祝、8/1、12/29～1/3

5. 事務手続きについて

- ① 月初めに保険証を確認致しますので、1階受付までご持参ください。
変更が生じた場合は直ちにご連絡ください。ご連絡が無い場合は、全額自費扱いになることがあります。退院時にも保険証の確認をさせていただく場合があります。
- ② 交通事故、労働事故等での事務的な手続きは、受付までご相談ください。
- ③ 書類は1階受付へ提出してください。(入院証明書、診断書、介護申請書類など)
- ④ 入院中に他院へ受診される場合や家族の方が薬だけをもらいに行かれる場合などは、当院での事務処理が必要となります。必ずスタッフステーションに声をかけていただきますようお願いいたします。



6. 個室料金について(1日あたり)

病棟	部屋番号	設備	金額(税込)
3A病棟	301~303 305~308 310~313 315	トイレ・シャワー・冷蔵庫	6,820 円
	316~317	トイレ・風呂・冷蔵庫・ミニキッチン	13,200 円
2A病棟	201~203 205~208 210	トイレ・シャワー・冷蔵庫	6,820 円
	211~212	トイレ・風呂・冷蔵庫	6,820 円
2B病棟	251~253 255~257 261~262	トイレ・シャワー・冷蔵庫	6,820 円
	258・260	トイレ・風呂・冷蔵庫	6,820 円
2C病棟	290	トイレ・風呂・冷蔵庫	6,820 円

※入院後に、患者さん本人の大声や徘徊等の認知症の症状関連が発生した際は、他の患者さんの安静が保てなくなることがあるため個室への移動を了承して頂く場合がございます。了承が難しい時は退院調整をさせて頂くことが前提となりますので、ご理解をお願い申し上げます。

7. 入院費のお支払いについて

- ① 入院費用は月末に締め切り計算の上、翌月の10日前後に請求書を郵便にて送付いたします。

郵便到着後1週間以内に1階会計窓口か自動精算機(診察券もしくは請求書が必要です。)にてお支払ください。請求書は入院患者さんの住所に送付いたします。送付先の変更については、受付にてお申し出ください。

- ② 退院日は、計算が済み次第請求書をお渡しします。1階会計窓口か自動精算機にてお支払いください。

入院費用 会計窓口対応時間

月曜日～金曜日	13時～18時45分
土曜日	13時～17時
日曜日・祝日(1階会計窓口のみ)	9時～17時

8. 限度額認定証の申請について

事前の申請により、入院などにかかる窓口での支払いが、一定の限度額にとどめられます。

この取り扱いを受けるには、医療保険の保険者に事前の申請を行い、保険者から発行される認定証を受付窓口に提出いただくことが必要です。

手続きを行わない場合は、会計窓口で一旦お支払いいただき、後日、申請後に保険者からの返金となります。

※保険外負担分(個室料金・食事代等)はこの制度の対象外です。

70歳未満の方の場合

対象者	自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
●区分ア(年収約1,160万円以上) 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数該当【140,100円】	490円
●区分イ(年収約770万～約1,160万円) 健保:標準報酬月額53万～79万円 国保:年間所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数該当【93,000円】	490円
●区分ウ(年収約370万～約770万円) 健保:標準報酬月額28万～50万円 国保:年間所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当【44,000円】	490円
●区分エ(年収約370万円以下) 健保:標準報酬月額26万円以下 国保:年間所得210万円以下	57,600円 多数該当【44,000円】	490円
●区分オ 住民税非課税	35,400円 多数該当【24,600円】	230円

★70歳未満の方は必ず限度額申請をおこなってください。

70歳～74歳の方の場合

対象者	自己負担限度額(月額)世帯(入院・外来)	食事代(1食)
●現役並所得者Ⅲ(年収約1,160万円以上) (※3)標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数該当【140,100円】	490円
●現役並所得者Ⅱ(年収約770万～約1,160万円) (※2)標準報酬月額53万～79万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数該当【93,000円】	490円
●現役並所得者Ⅰ(年収約370万～約770万円) (※2)標準報酬月額28万～50万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当【44,000円】	490円
●一般(年収約156万～370万円) (※3)標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円 多数該当【44,000円】 個人(外来)18,000円(年間上限144,000円)	490円
(※4)●低所得者Ⅱ 住民税非課税	24,600円 個人(外来)8,000円	230円
(※4)●低所得者Ⅰ 住民税非課税 所得が一定以下	15,000円 個人(外来)8,000円	110円

★70歳～74歳の方で一般(上記表:黄色部)に該当する方は、限度額申請をおこなっていただく必要はありません。

過去12か月以内に上限額に3回以上達した場合は、4回目から「多数該当」になり【】内の金額になります。

※2:所得区分が現役並みⅠ、現役並みⅡの方は、「限度額認定証」を掲示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

※3:所得区分が現役並みⅢ、一般の方は「高齢受給者証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

※4:低所得(住民税非課税)の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

75歳以上の方の場合

対象者	自己負担限度額(月額)世帯(入院・外来)	食事代(1食)	
3割	●現役並所得者Ⅲ(年収約1,160万円以上) (※6)標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 多数該当【140,100円】	490円
	●現役並所得者Ⅱ(年収約770万～約1,160万円) (※5)標準報酬月額53万～79万円以上 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 多数該当【93,000円】	490円
	●現役並所得者Ⅰ(年収約370万～約770万円) (※5)標準報酬月額28万～50万円以上 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 多数該当【44,000円】	490円
2割	●一般Ⅱ(年収約156万～370万円)(※6) 市民税課税世帯で、課税所得額(課税標準額)28万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその被保険者と同一世帯の後期高齢者医療被保険者であり、下記のいずれかの方 ・被保険者が単身世帯の場合、年金収入+その他の合計所得が200万円以上 ・被保険者が2人以上の世帯の場合、年金収入+その他の合計所得が320万円以上	57,600円 多数該当【44,000円】 (外来)6,000円+(医療費-30,000円)×10% または18,000円のいずれか低い方(年間上限144,000円)	490円
	●一般Ⅰ(年収約156万～370万円) (※6)標準報酬月額26万円以下 課税所得145万円未満	57,600円 多数該当【44,000円】	490円
1割	(※7)●低所得者Ⅱ 住民税非課税	24,600円 個人(外来)8,000円	230円
	(※7)●低所得者Ⅰ 住民税非課税 所得が一定以下	15,000円 個人(外来)8,000円	110円

★75歳以上の方で一般(上記表:黄色部)に該当する方は、限度額申請をおこなっていただく必要はありません。

過去12か月以内に上限額に3回以上達した場合は、4回目から「多数該当」になり【】内の金額になります。

※5:所得区分が現役並みⅠ、現役並みⅡの方は、「後期高齢者医療被保険証」と「後期高齢者限度額適用認定証」を掲示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

※6:所得区分が現役並みⅢ、一般Ⅰ、一般Ⅱの方は「後期高齢者医療被保険証」を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。(後期高齢者限度額適用認定証の申請は不要です)

※7:低所得(住民税非課税)の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

★手続きの際は、下記を参考にしてください

① 協会けんぽ

全国健康保険協会に申請してください。申請書は各自で全国健康保険協会のホームページよりダウンロードできます。また、1階受付にてお渡ししております。

② 組保管掌・共済組合

職場の健康保険担当者にご確認ください。

③ 国民健康保険

市役所・役場での申請となります。「保険証」、「印鑑」、「マイナンバーカード」または「運転免許証」等の本人確認書類をご持参ください。

④ オンライン資格確認

マイナンバーカードを利用し限度額適用認定証等の情報取得が可能になります。患者さんから保険者へ申請しなくても限度額を超える支払いが免除されます。事前にマイナポータルサイトでの健康保険利用申し込みが必要です。

9. 食事について

食事時間は朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時となっています。

病状に合わせた食事を提供させていただきます。食事に関して気になる点(形態、アレルギー等)がございましたら、入院案内と一緒にお渡しする「入院時間診票」へご記入ください。

10. 光熱水費の負担について

医療療養病床(2B 病棟・2C 病棟)に入院される 65 歳以上の患者さんの光熱水費のご負担額は下表のようになります。

ご負担いただく【1 日当たりの光熱水費】

・医療の必要性の低い方(医療区分Ⅰの方)	370 円
・医療の必要性の高い方(医療区分Ⅱ、Ⅲの方) (指定難病の方以外)	370 円
・ 指定難病の方 ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 境界層該当者 (負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態の方)	0 円

この料金は、介護保険施設に入所する方には、現在すでに 1 日 370 円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように 1 日 370 円の光熱水費のご負担をお願いすることになります。ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、負担を求めません。

※光熱水費については、医療療養病床に入院する 65 歳以上の方が対象であり、65 歳未満の方や、一般病床(2A 病棟・3A 病棟)に入院されている方は対象外です。

11. プリペイドカードについて

テレビ、冷蔵庫、電話、洗濯機、乾燥機をご利用の際には、プリペイドカードが必要になります。テレビは1枚で約16時間、冷蔵庫は200円分で24時間ご利用いただけます。残度数額は、1階の精算機で払戻しできます。ただし、残度数額が10円未満の場合は払戻しできません。※洗濯機、乾燥機は現金でも使用していただけます。(洗濯機200円 乾燥機30分100円)

★プリペイドカードは、1階受付付近・各病棟に設置してある販売機にて購入してください。(1枚1,000円)

12. 散髪について

理容師による出張散髪がご利用いただけます(有料)。

毎月、月末土曜日に行います(都合により変更の場合あり)。時間の指定はできません。

希望される方は1階受付にてお申し込みください。お代金は、申し込み時に受付にてお預かり致します。

領収書は散髪業者より後日お渡し致します。

※散髪メニュー、料金につきましては、1階受付にて、ご確認ください。

13. 電話・Wi-Fiについて

- ① 1階受付付近、2階、3階の階段付近に、プリペイドカード専用の電話機を設置しています。
- ② 夜間帯及び病室にお繋ぎする場合は、TEL 0748-86-3131(代表) におかけください。
- ③ 携帯電話の使用はデイルーム、休憩室、階段付近、正面玄関に限って使用を許可しております。病室内は周囲の方のご迷惑となりますのでご遠慮ください。尚、職員が使用している電話は院内用PHSです。
- ④ 病室ではWi-Fiが使用できます。設定方法についてはスタッフステーション前の掲示板にてご確認ください。か、スタッフにお聞きください。

14. 寝具について

基準寝具の設備がありますので、必ず病院の寝具をご使用ください。

冷暖房は完備しておりますが、電気毛布が必要な方は、自宅から持参して下さっても結構です。

15. 医療相談窓口について



医療・介護・福祉に関すること、院内におけることについてのご要望、またはお困りのことなどのご相談に、地域医療連携課の担当職員が地域医療連携室にて対応します。

- ・病気や療養上の不安、問題
- ・介護保険サービスや福祉制度の利用について
- ・在宅介護や一人暮らしの不安
- ・生活や医療費の心配
- ・受診について
- ・退院上の心配(リハビリ病院や療養型への転院、施設の入所について)
- ・その他お困りなこと、誰に相談すればよいのか分からないとき

<相談受付時間> 月曜日から土曜日(日祝、8/1、12/29~1/3を除く)

8時30分~18時まで

<TEL> 0748-86-3210(直通)

16. 医療安全について

医療安全管理部では患者の皆さんが、安心、安全な医療を受けていただくために医療安全管理者を配置し、病院全体の安全管理に取り組んでいます。

また、患者さんからのさまざまな医療の安全性に関する心配事や困ったことなどのご相談もお受けしておりますので、お気軽にご相談ください。

17. リストバンドについて

誤認防止のため、入院される患者さんにはリストバンドの装着をお願いしています。

点滴・注射・検査などの際に、患者さんの確認をリストバンドで行い、可能な患者さんにはフルネームでお名前を名乗っていただき確認いたします。ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

なお、リストバンドによるアレルギーや不都合な点がございましたらお知らせください。

18. 入院中の生活について



- ① 消灯は 21 時です。消灯後は他の患者さんの迷惑となる行動はご遠慮ください。
また、他病室や、スタッフステーションには出入りしないでください。
- ② 病院添え付けの備品は、大切にお取り扱いください。備品等を破損又は紛失した場合は実費にてお支払い頂きます。
- ③ 病院敷地内(駐車場合む)は全て禁煙です。万が一、喫煙を発見した際には、強制退院をお願いすることがあります。
- ④ 病室内は常に清潔を保つ為、必要以外のものは置かないでください。また、刃物や針金ハンガー等の危険物の持ち込みはしないでください。
- ⑤ 治療や病状、手術等の状況により、病棟や病室を移動して頂く場合がございますのでご了承ください。
なお、患者さんの希望による 4 人病室内でのベッド移動は行っておりません。
- ⑥ 総室は 4 人部屋となります。色々な病状の方がおられますので、ご協力、ご理解をお願いいたします。
- ⑦ 病室を移動した際のご家族への連絡は行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。
- ⑧ 転落・転倒・誤飲・無断外出などの安全面については、想定外の事象も考えられます。病院をあげて事故防止に努めておりますが、そのような事象についてのご理解を賜りますようお願いいたします。
- ⑨ 院内での感染防止対策は万全に行っておりますが、面会や外泊などにより感染症にかかり入院期間が長引く可能性がございます。そのような事象についてのご理解を賜りますようお願いいたします。
- ⑩ 医師より退院の許可が出ましたら、退院支援スタッフが退院のための手続きを行い退院日を決定します。
すみやかな退院にご協力ください。
- ⑪ 退院は 10 時頃の退院にご協力ください。
- ⑫ その他、不明な点がありましたら、ご遠慮なく職員までお尋ねください。

19. 転倒・転落の予防について

入院中の環境は自宅とは異なります。慣れない生活環境や入院を機会に筋力・体力が落ち、思いもかけない転倒や転落が起こることがあります。

また「せん妄」といって意識が混乱した状態になる患者さんもおられます。

当院では環境を整えベッドの高さを低くしたり、センサー等で危険が回避できるよう努めておりますが、防ぎきれないこともございます。

安全な入院生活を送るために、患者さんやご家族の方にもご理解と以下のご協力をお願いします。



履物はサイズの合った靴を履きましょう



動くものに、つかまらないようにしましょう



車いすの乗り降りはブレーキを忘れずにしましょう



段差や障害物に注意しましょう。



ベッドの操作時は挟まれないように気をつけましょう。



ふらつきや歩行に不安があるときは遠慮なくナースコールを押してください。

20. 連帯保証人代行制度スマホスのご案内

連帯保証人代行制度 スマホスの のご案内



- 当院への入院にあたっては、株式会社イントラストを連帯保証人とする連帯保証人代行制度スマホス（以下、スマホス）を保証料のご負担なしでご利用いただけます。患者さんは原則、個人の連帯保証人をご準備いただく必要はございません。
- 入院申込書（誓約書）にご記入いただいた場合、下記URLに掲載されている保証委託契約の内容について同意の上、株式会社イントラストを連帯保証人とする保証委託にお申込みいただいたものとします。なお、入院申込書（誓約書）の記載内容については、当院と株式会社イントラストで共有いたしますので、予めご了承ください。



保証内容について

保証期間

入院日(保証開始日)より
退院日(保証終了日)まで

保証範囲

- ①入院費用自己負担分
- ②入院費用実費負担分（個室料、食費など）

※保険証をお持ちでない方もご利用いただけます。

< 保証対象外 > 右記に掲げる保証範囲以外に入院中に生じた費用

ご注意 事項

【総合保証サービス会社】

entrust
株式会社イントラスト

〒102-0083
東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル2F

入院患者様と株式会社イントラストとの間の保証委託契約の内容につきましては、
下記のURL若しくは右記のQRコードよりご確認ください。

保証委託契約約款：
https://www.entrust-inc.jp/service/cause/hospital/indemnity-agreement/2020_07.pdf

株式会社イントラストは、東京証券取引所第一部に上場（証券コード：7191）している総合保証サービス会社です



コンシェルジュデスク

※お問い合わせの際は、入院される病院名を必ずお知らせください※

0120-372-603

【受付時間】9：00～18：00（土・日・祝祭日・年末年始を除く）



sumahosu@entrust-inc.jp



患者さんの権利、お願いする事



患者さんの権利

1. 平等で適切かつ安全な医療を受ける権利があります。
2. 個人情報やプライバシーは厳正に守られる権利があります。
3. 病気、治療、今後の見通し等について、分かり易く納得出来るまで十分な説明を受ける権利があります。
4. 提案された検査、治療に対して自らの意思で決定する権利があります。
5. 自らの診療記録を見る権利があります。
6. 自分の診療内容について別の医師に聞く権利があります。
7. 十分な医療サービスを人としてふさわしい、やり方で受ける権利があります。

お願いする事

1. 患者さんの健康状態や病状について、できるだけ詳しくお聞かせください。
2. 安全確保のため治療薬、アレルギー歴、既往歴などあればきちんとお伝えください。
3. 私たちは患者さんとのパートナーシップを重要と思っております。いろいろな形で診療に参加して下さいようお願い申し上げます。
4. 適切な治療を受けられるように病院内では、病院の規則と職員の指示をお守りください。
5. 患者さんの個人情報や記録を、病院内外での教育や研修、他の医療機関、介護サービス事業所等との連携の為、利用させていただいております。個人情報は厳重に取り扱いますが、情報の共有にご理解くださいますようお願い申し上げます。
6. 近年では個人情報、プライバシー保護の観点から公的書類での続柄の記載が見直され、子供さんは全て「子」に統一されましたが、当院では重要なことを連絡する機会が多く「子供さんに電話した」ということだけではスタッフでの情報共有の際に誤解が生じる恐れがあります。
正しく情報を伝えるために、例えば「長男さんに電話した」など、明確に分かるよう続柄の欄には「子」ではなく「長男」「長女」「次男」「養子」など記載をお願いいたします。
※「夫」「妻」「父・母」、「姪」「甥」は「兄の長女」「姉の次男」と記載をお願いいたします。

甲南病院の理念と基本方針

理念

「地域の皆様の安心・信頼・満足を得られるよう努力します。」

基本方針

1. 医の倫理を守り、患者さん中心の医療に心がけ、プライバシーと権利を尊重します。
2. 医療の質の向上に努め、安全で高度な医療を提供します。
3. 急性期医療から在宅医療まで、安心して受けていただける治療環境を充実します。
4. 地域の関係機関と連携し、医療・介護・福祉に貢献します。
5. 地域の皆様の健康寿命延伸に努めます。
6. 職員の安心・信頼・満足を得られるよう努力します。

患者さんと当院とのより良いパートナーシップを築くため

1. わからない事があればそのままにせず、医師または看護師に遠慮なくお聞きください。
2. 医師からの説明は患者さんだけでなく、ご家族と一緒に聞き下さい。ご家族が個々の時間に来院し、それぞれ説明を求めるのはご遠慮ください。
3. 入院中に他病院を受診したり、ご家族が他病院に薬だけをもらいに行かれる場合などは、当院での事務処理が必要になります。前日までに必ずスタッフステーションにお申し出ください。
4. 検査や治療等でわからない事がある時は、遠慮なく主治医や看護師にご相談下さい。緊急時を除いては、前日までに検査や治療の予定はお知らせします。
5. 患者さんの誤認防止のために、自ら氏名を名乗っていただきます。ご協力ください。
6. 点滴ボトルや内服薬などに自分の名前が書いてあるかどうか、ご自分で確認してください。
7. 転落転倒が予想される場合は、必要に応じてベットや椅子の工夫、薬剤投与等で、危険防止対策を実施致しますのでお申し出いただき、ご協力・ご相談ください。
8. 患者さんやご家族の抱える不安や苦情は随時承っております。院内苦情相談係りまでお申し出ください。
9. 患者さんの率直な意見を受け止めるために、アンケート箱を設置しております。どんどんご利用ください。

医療法人社団 仁生会 **甲南病院**

〒520-3321

滋賀県甲賀市甲南町葛木 958 番地

TEL 0748-86-3131 FAX 0748-86-4131

<http://www.kohnan-shiga.or.jp>

